

## 5 諸外国の産業財産権の料金施策 及び財政運用に関する調査研究

産業財産権に関する料金施策のあり方は、料金を納付するユーザーにとっても、料金によって必要経費を支弁する特許庁にとっても重要な問題である。しかし、今日、料金施策については、(1)海外との料金格差、料率設定の考え方の相違等の国際的調和の問題、(2)発明・出願の奨励、迅速かつ的確な審査、経済的弱者の保護等の政策目的をどのように料金施策に反映させていくのかという問題など検討すべき課題が多い。

本調査研究では、米国、英国、ドイツ及びフランスの産業財産権並びに欧州特許に関する料金制度を調査し、権利取得前後の料金バランス、維持料の累進率等について諸外国における現状を分析した。また、各国の担当庁に対してアンケート調査を行い、各国の料金施策の考え方を収録した。併せて、料金割引・返納の制度、料金改正の方法、各国担当庁の財政運用の状況等についても検討した。

### I 序

我が国の産業財産権に関する料金は、特許特別会計が収支相償を原則としているなか、特許についてみると、出願料・審査請求料は発明奨励の観点から手続き実費と比較して低めに、そして、特許料(維持年金)は全体として特許行政に係る総経費を支弁するように設定されている。

特許特別会計法の施行(昭和59年)以来、この原則の下で料金施策がなされており、近年では、10年目以降の年金額の平準化(平成10年)、請求項に係る部分の値下げ(平成11年)等の料金改定もなされている。また、資力に乏しい者等に対する軽減措置等も講じられているところである。

しかしながら、我が国が「知的財産立国」を目指す中で、コスト負担の不均衡を是正し、適正な審査請求を促し、かつトータルコストを低減する方向で料金体系を改めて見直す必要が生じている。そして、このような料金体系については、諸外国との料金格差や諸外国の料金施策の考え方を踏まえて検討することが重要となっている。

本調査研究は、かかる背景の下、2003年1月時点での米国、英国、ドイツ及びフランスの産業財産権並びに欧州特許(EPC)の料金施策に関する調査・分析を行い、併せて各担当庁の財政運用の状況を検討したものである。料金施策は、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権について、出願から権利取得に至るまでの手続に関する料金及び権利維持に関する料金<sup>(\*)</sup>を対象に調査・分析を行った。また、財政運用は、前記各国の産業財産権運用担当庁及び世界知的所有権機関(WIPO)を対象に検討した。

### II 諸外国の産業財産権の料金施策

#### 1 諸外国の料金体系

##### (1) 特許権関連の料金体系

諸外国の特許関連の料金体系は、大きく分類して、出願料と、権利取得段階の料金と、権利維持料から構成されている。出願料は、英国、ドイツ及びフランスでは基本料金部分のみで構成されているが、米国及びEPCでは、更に、クレーム数等に応じた追加料金が設けられている。権利取得段階の料金は、一般に、先行技術調査料(調査料)及び審査請求料から構成されるが、米国では、これらの手数料は出願料に含まれている。また、登録・発行に関する料金が設けられている国(米国、EPC及びフランス)もある。維持料については、いずれの国でも、クレーム数に関係なく一定料金となっている。

維持料の納付時期については、米国では4年おきであるが、その他の国では毎年の納付となっている。維持年次の起算時については、米国では登録年を基準としているが、その他の国では出願年を基準としている。欧州の各国では、出願から所定の年数が経過した場合には、たとえ特許権が成立する前であってもいわゆる出願維持料を納付する必要がある。

##### (2) 実用新案権、意匠権及び商標権関連の料金体系

(i) 諸外国の実用新案権関連の料金体系は、基本的に出願料と維持料で構成されている。いずれの国においても実体審査を行わないため、調査料及び審査請求料は設けられていない。(ii) 諸外国の意匠権関連の料金体系は、基本的に出願料と維持料で構成されている。しかし、米国では維持料が設けられていない。(iii) 諸外国の商標権関連の料金体系は、出願料と維持料で構成されている。諸外国では、出願料と維持料(更新料)とをほぼ同水準とするのが一般的である。

(\*) 本調査研究では、権利の更新料、保護期間の延長料等も含めて「維持料」として括っている。

出願料及び維持料は、いずれも、一の出願又は権利に含まれるクラス数に応じて料金の変動するシステムとなっている。

### (3) 料金の納付方法

諸外国では、(i)現金、(ii)口座への振込、(iii)所定口座からの引落しの3つの納付方法がいずれも導入されている。欧州特許庁(EPO)及びドイツ特許商標庁(DPMA)では引落しの一態様としてデビット決済による方法が導入されており、EPCの利用者の75%はこの方法を用いている。また、米国特許商標庁(USPTO)ではクレジットカード決済による方法が導入されている。

### (4) 料金施策の基本的考え方

諸外国では、以下の基本的考え方に基づいて特許権関連料金の施策が行われている。

(i) 各国とも、出願人・特許権者が納付する料金収入によって、権利付与手続の経費を賄っている。

(ii) 米国、EPC、英国及びフランスでは、出願料、調査料、審査料、発行料、維持料等の全体により、権利付与手続全体の経費を回収できればよいと考えている。

(iii) 米国、英国及びフランスでは、発明・出願の奨励、特

許制度の利用の奨励等の政策意図を反映して、経費回収のための料金の配分には差を設けている。具体的には、出願・調査・審査にかかる料金を低めに設定し、その補償として維持料を高めに設定し、全体として経費の回収を図っている。

(iv) 各国とも、特許権者からは、維持年次が進むにつれ累進的に高額に設定された維持料を徴収している。また米国では、経済的弱者である小規模団体に対しては料金の割引を行い、大規模事業者から相対的に高額な料金を徴収している。

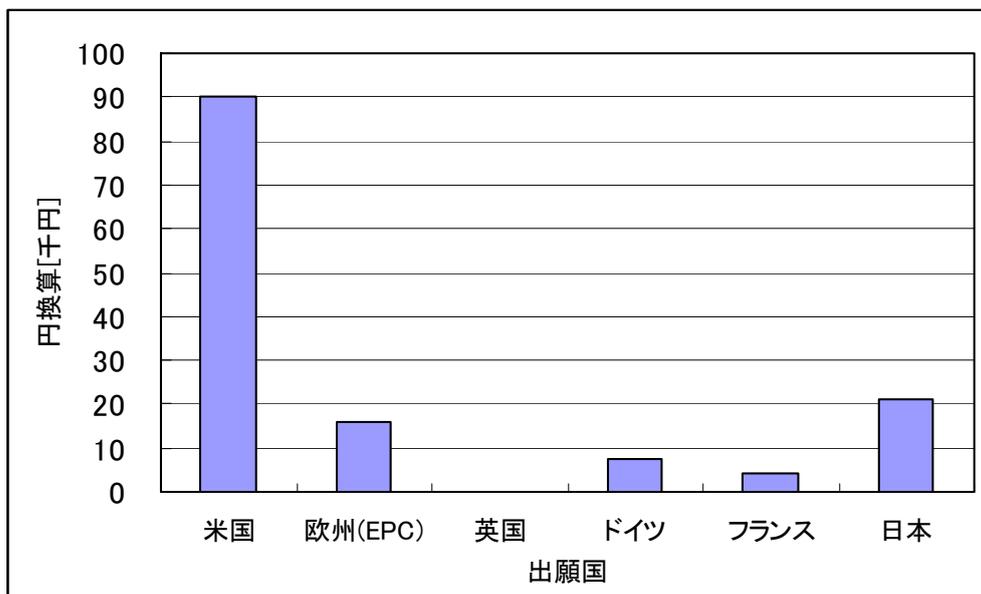
### (5) 料金の権利別分析<sup>(\*)2)</sup>

(i) 特許権関連料金の分析<sup>(\*)3)</sup>

#### ① 出願料の比較

各国の出願料のうち、基本料金部分の水準を分析した。欧州各国(英国、フランス及びドイツ)の出願料は、いずれも1万円以下で低水準となっている。一方、米国の出願料は9万円で比較的高水準となっている。しかし、米国の出願料には調査及び審査の手数料が含まれること、小規模団体<sup>(\*)4)</sup>の場合には、出願料は半額に割引かれること等を考慮に入れる必要がある。(以上、図1参照)

図1 特許出願料(基本料金)の比較



#### ② 審査請求までの料金(出願料+調査料+審査請求料+指定料)の比較

欧州各国の料金は、約4~5万円で低水準となっている(米国の1/2、EPCの1/7以下)。米国の料金は、9万円であり日本

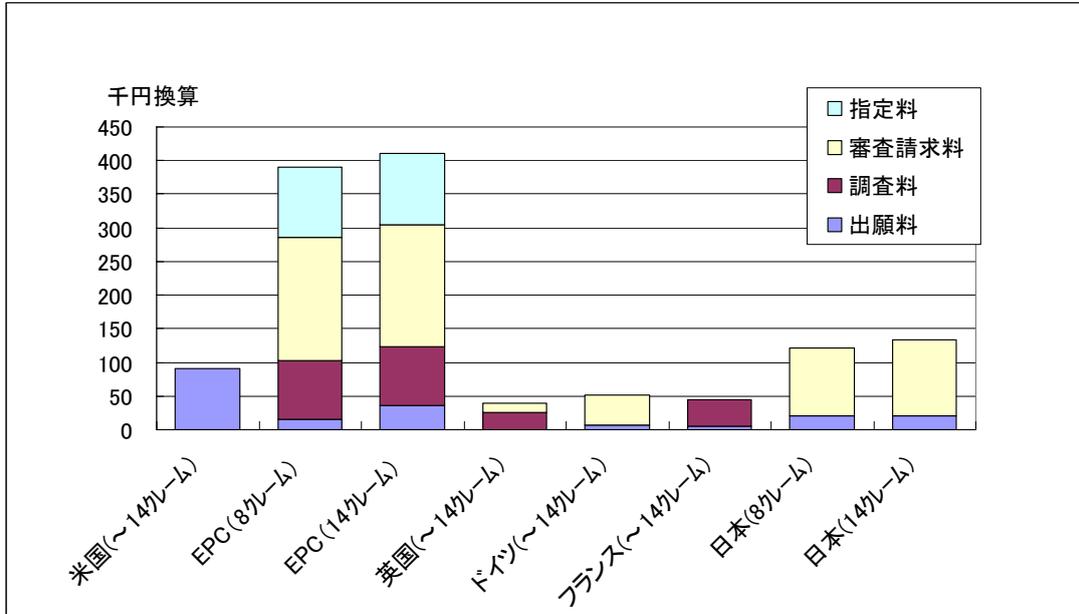
とほぼ同水準である。EPCの料金は、約40万円で他国の約4~7倍以上の高水準となっている。しかし、EPC出願は調査や審査の効果が指定した複数の国に及ぶという特殊性を考慮に入れる必要がある。(以上、図2参照)

(\*)2) 2003年1月5日現在施行の料金表を用いた。円換算は2003年1月14日現在の通貨換算率を適用した。

(\*)3) 分析の主な前提条件は次のとおり。総クレーム数は8又は14、独立クレーム数は3、EPC出願の指定国数は11とする。各国特許権の取得所要年数は、米国2年、英国4年、ドイツ5年、フランス2年、日本5年とし、欧州特許は5年とする。また、権利の維持年数は10年と14年の2通りを想定して分析した。

(\*)4) 詳細は、報告書Ⅱ.3.(1)を参照。

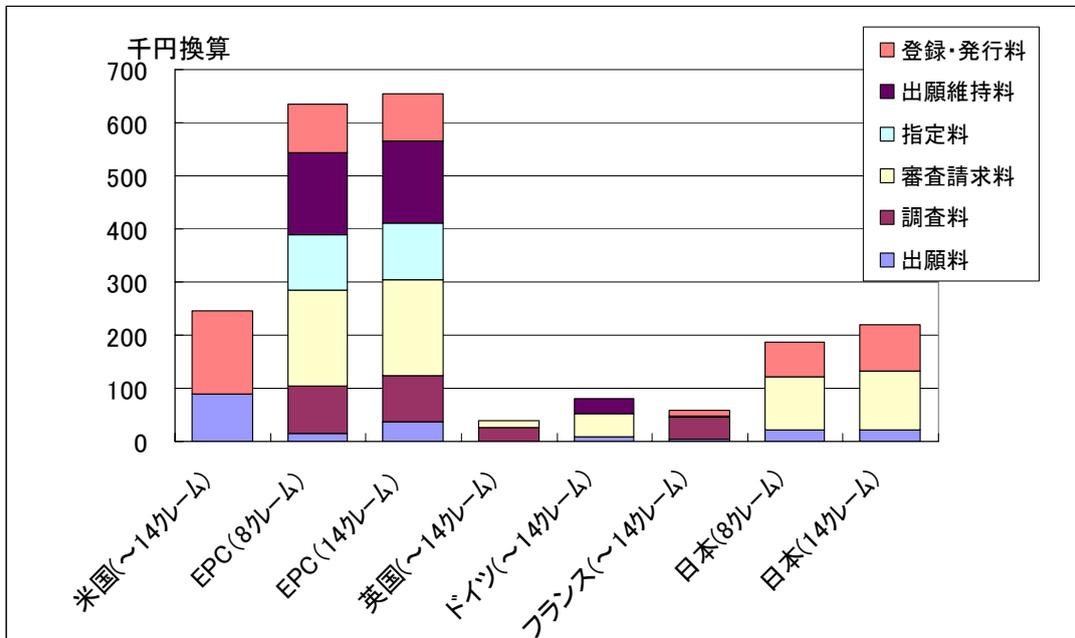
図2 出願審査請求までの料金水準比較



③ 権利取得までの料金(出願料+調査料+審査請求料+指定料+登録・発行料)の比較  
 欧州各国の料金は、約4~8万円で、依然として米国及びEPCに比べ低水準となっている。米国の料金は、約25万円、

EPCは約65万円である。日本の1~3年次分の特許料を権利取得のための料金と考えて<sup>(\*)5</sup>これを算入すると、日本の料金は、米国の約75%の水準となる<sup>(\*)6</sup>。(以上、図3参照)

図3 権利取得までの料金水準比較



(\*)5 特許法第66条第1項及び第2項。

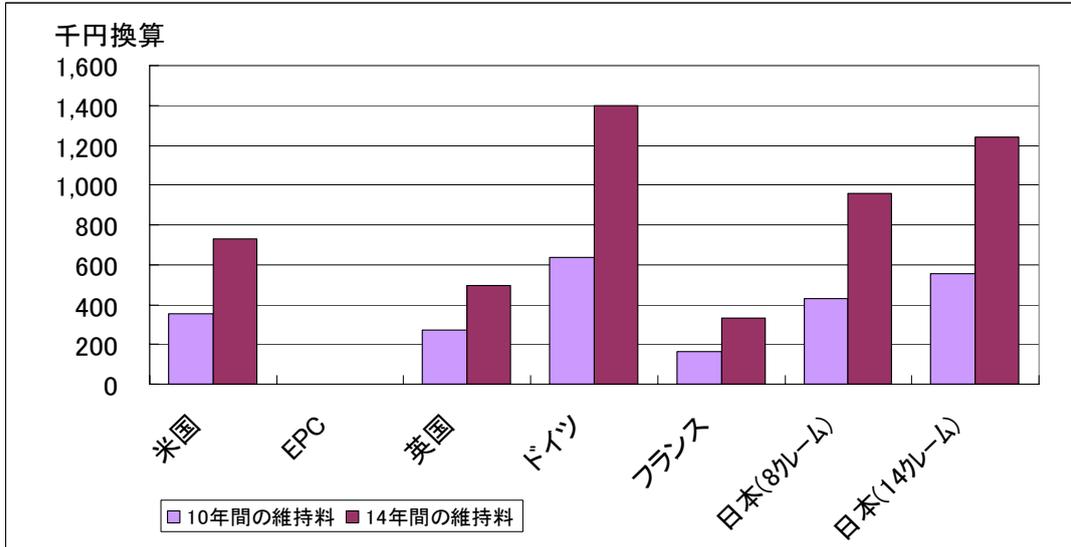
(\*)6 クレーム(請求項)数が8の場合の比較。

④ 権利維持料の比較

10年間維持すると仮定した場合には、英国及びフランスの料金は約16～28万円、米国は約40万円、ドイツは約60万円の水準となる。日本の維持料水準は米国とドイツの間である。14年間維持すると仮定した場合にも、各国間の相対的な

高低関係は同様となる。ドイツで14年間維持した場合の料金は約140万円となる(英国及びフランスの約3～4倍)。各国とも14年間の維持料総額は、自国の10年間の維持料総額の約2倍となっている。(以上、図4参照)

図4 権利維持料の水準(特許権成立の後に10年間又は14年間維持した場合)



⑤ 特許の一生涯に要する料金総額(権利取得までの料金+権利維持料)の比較

10年間権利維持すると仮定した場合には、米国、EPC及びドイツの生涯料金総額は、約60～70万円の水準となる。日本(8クレームの場合)も同様の水準となる。一方、英国及びフランスの生涯料金は約20～30万円で、先の諸外国の約30～40%であり、低水準となる。14年間権利維持すると仮定した

場合には、各国の生涯料金総額は維持料の影響を大きく受ける。ドイツの総額は約150万円、米国は約100万円となる。日本の水準(クレーム数8で約115万円、同14で約145万円)は、米国とドイツの間となる。英国及びフランスの生涯料金は40～50万円前後で依然として低水準となっている。(以上、図5～6参照)

図5 特許関連の生涯費用(権利を10年間維持した場合)

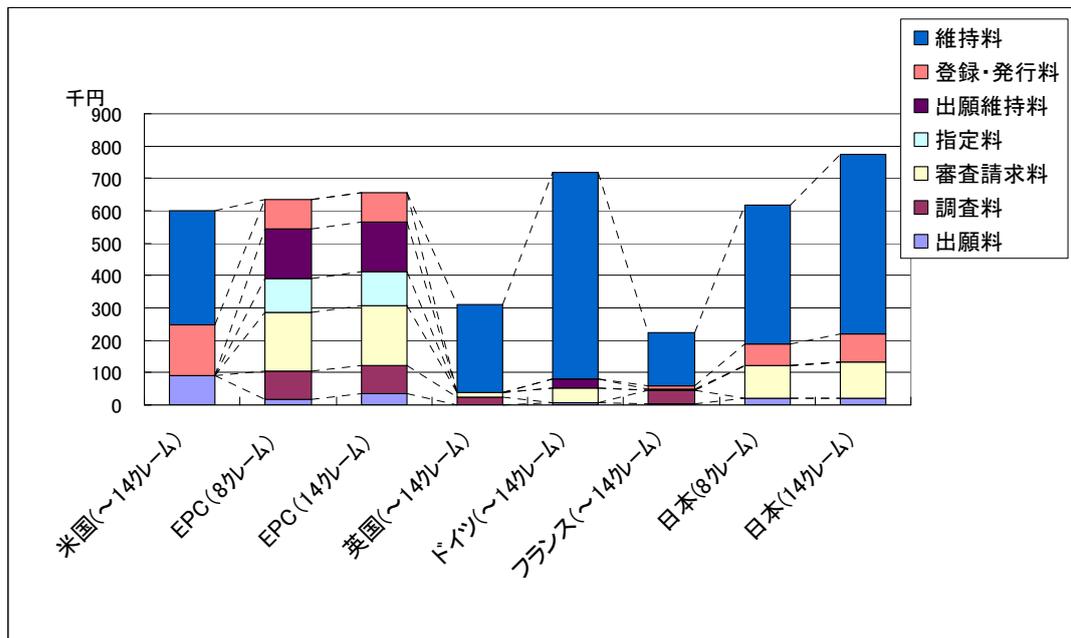
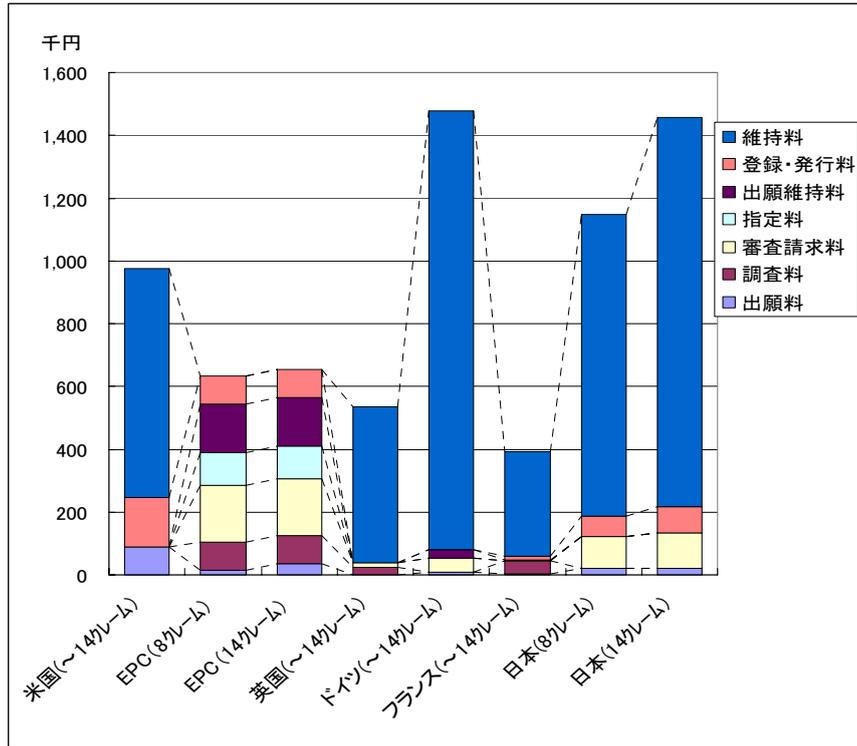


図6 特許関連の生涯費用(権利を14年間維持した場合)

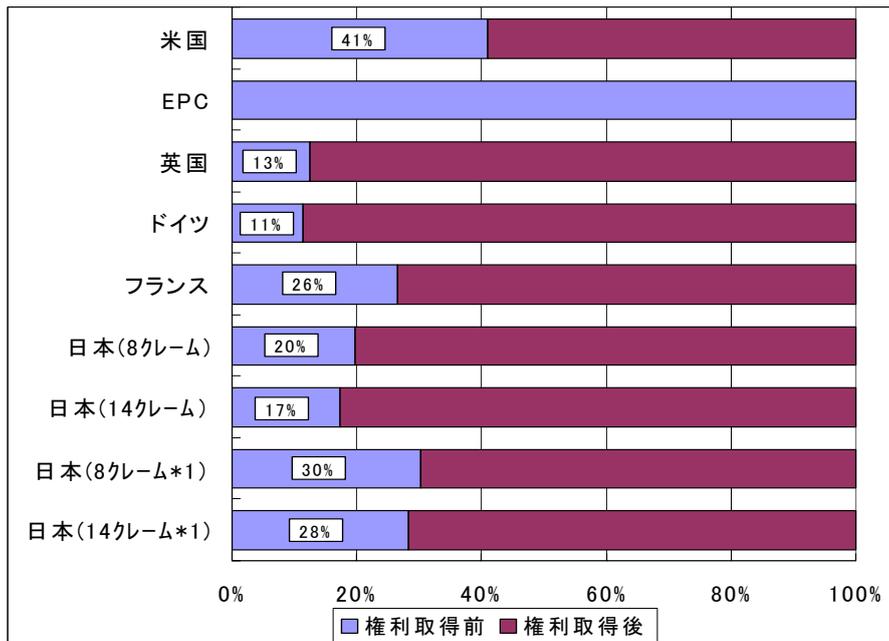


⑥ 権利取得前/後の料金バランスについての分析

生涯料金を権利取得前と後の料金に分けてその比率(シェア)を分析した。英国及びドイツの取得前料金の比率は10%あまりで、低いものとなっている。両国の生涯料金の大部分(約90%)は維持料によって賄われており、成功者(権利取得

者)が多くの負担をする施策となっている。一方で、米国の取得前料金の比率は41%であり、諸外国の中では最も大きくなっている。フランス及び日本における権利取得前後バランスは、英国・ドイツと米国との中間に位置づけられる。(以上、図7参照)

図7 権利取得前/後の料金バランス(特許)



\*1は、1~3年次の特許料(法66条2項)を権利取得のための条件とみなし、権利成立前の範囲に算入した場合のグラフである。

⑦ 変動要素<sup>(\*7)</sup>を含む料金の分析

クレーム数に焦点を当て、料金との関係を分析すると、日本の生涯料金は諸外国に比べてクレーム数の影響を受け易いことが分かった。日本の場合、クレーム数11までは米国より

も低額であるがそれ以降クレーム数が増えると米国よりも高額となる。(以上、図8参照)

図8 クレーム数と生涯費用との関係

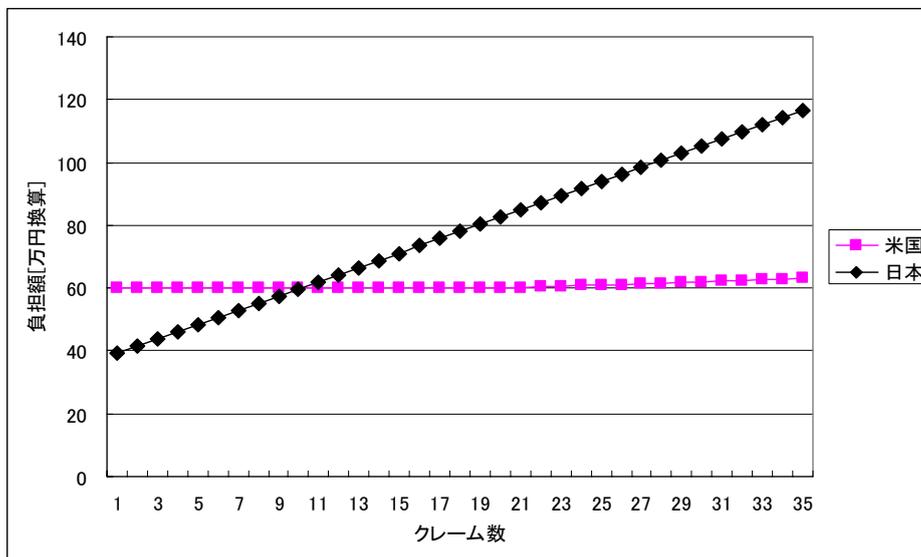
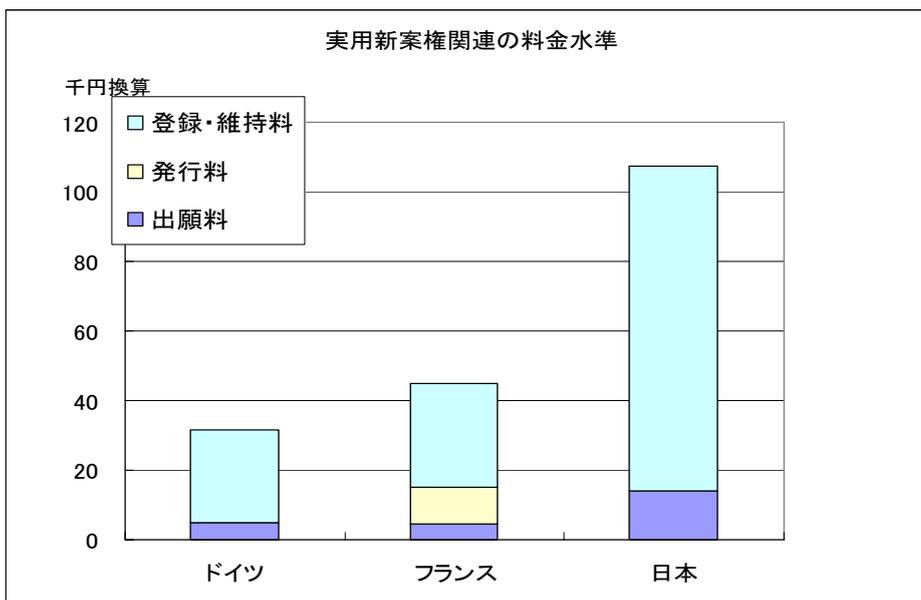


図9 実用新案権関連の料金水準



(ii) 実用新案権、意匠権及び商標権関連の料金分析<sup>(\*8)</sup>

① 実用新案の出願、登録及び維持に係る料金の総額は、ドイツ及びフランスでは約3~5万円であり、日本の約30~

40%の水準となっている。② 意匠に係る出願料については、欧州各国では低水準(1万円前後)であるが、米国では高水準(約4万円)となっている。意匠の出願、発行及び権利維

(\*7) 諸外国の料金で変動要素となっているのは、総クレーム数、独立クレーム数、多項従属クレームの有無、指定国数、審査前における新規性調査の有無、手続期間の延長、明細書の頁数等である。

(\*8) 分析の主な前提条件は次のとおり。①実用新案権関連料金：請求項数は4、権利維持期間は出願から6年までとする。ドイツは紙による出願料及び4~6年次の維持料を、フランスは出願料、発行料及び2~6年次の維持料を、日本は出願料及び1~6年次の登録料をそれぞれ積算した。②意匠権関連料金：1モデルの意匠について出願するものとする。米国は出願料及び発行料を、英国は出願料、第2期間の更新料及び第3期間の更新料を、ドイツは紙による出願料、6~10年次の維持料及び11~15年次の維持料を、フランスは出願料(白黒物品)を、日本は出願料及び1~14年次の登録料をそれぞれ積算した。③商標権関連料金：クラス数又は区分数は1から3まで変化させてそれぞれ料金を積算した。商標登録の更新回数は1回とした。

持に係る料金の総額は、フランスでは約0.8万円、ドイツでは約3.5万円、英国及び米国では約7.5万～9.5万円である。日本の総額は、英国及び米国の3倍強の水準(30万円弱)となっている。③ 商標権関連料金については、諸外国において出願料と更新料をほぼ同水準とするのが一般的となっている。

商標の出願及び維持(更新)に係る料金の総額は、欧州各国では約10万円以下であり、日本と比べ低水準となっている。米国ではクラス数1の場合には欧州各国と同水準であるが、クラス数増加に伴って料金総額の水準も高くなっている。(以上、図9～11参照)

図10 意匠権関連の料金水準比較

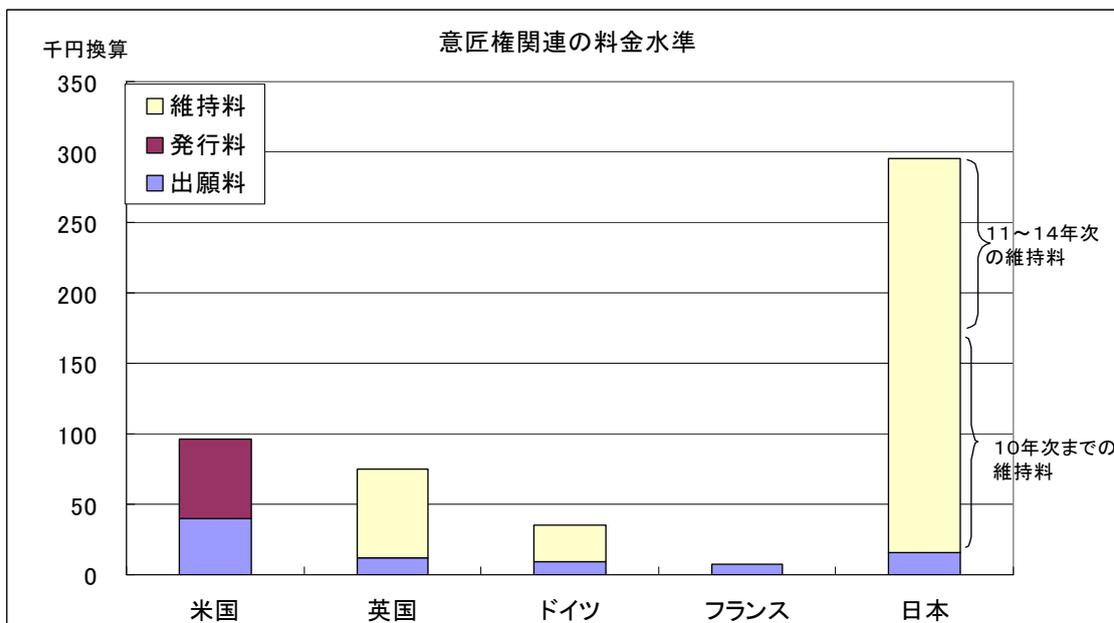
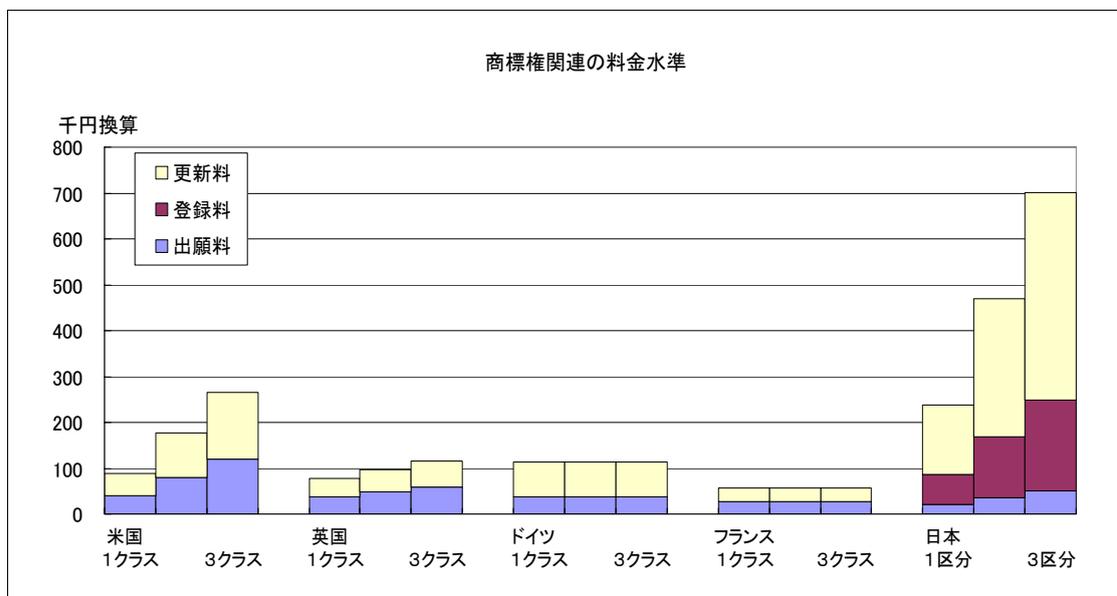


図11 商標権関連の料金水準比較



(6) 料金の権利間バランス

出願料については、欧州各国では、商標の出願料が特許、意匠等の出願料よりも高く設定されている。生涯総費用

については、各国では、特許に係る料金が最も水準が高く、商標に係る料金が次いで高水準となっている。(以上、図12～13参照)

図12 出願料の国別／権利別比較(円換算)

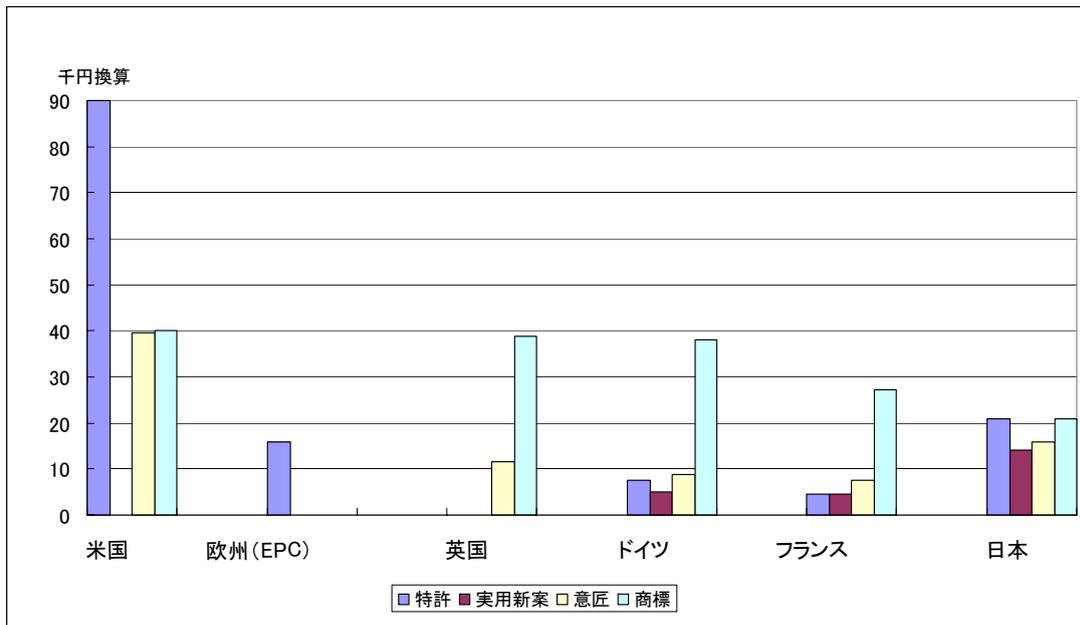
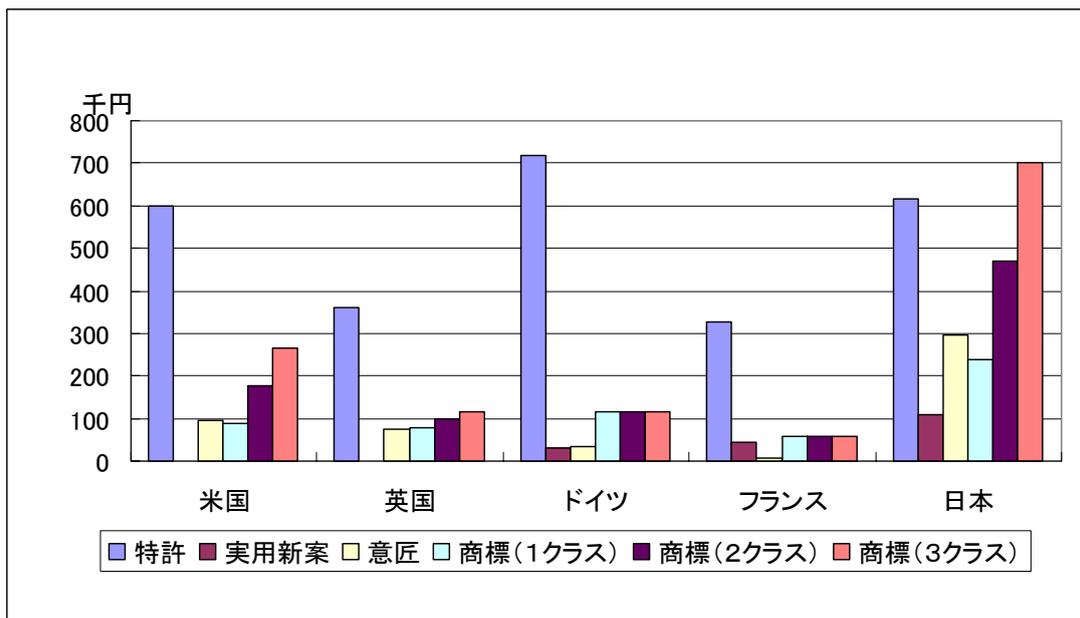


図13 生涯総費用の国別／法域別比較(円換算)

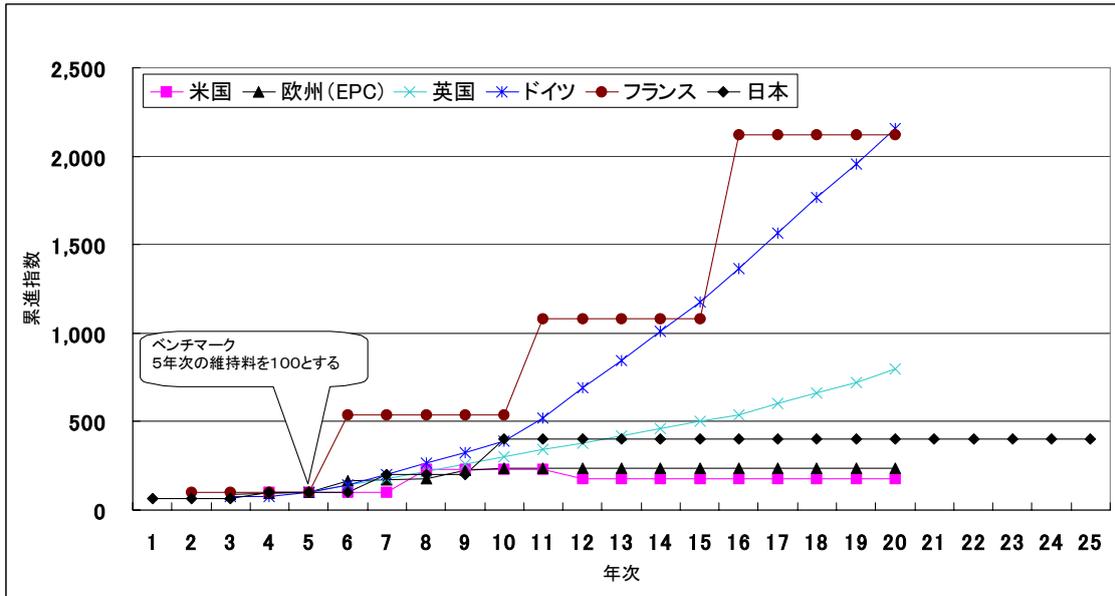


(7) 特許維持料の累進率とその設定の考え方

特許維持料について、5年次の水準をベンチマーク(100)として料金水準の累進率について分析を行った。諸外国では、維持料を累進的に高額化させる点で施策は共通している。しかし、累進の程度、累進率の変化のさせ方(リニア型/階段型、屈曲点の有無)、料金納付の時期(毎年/複数年おき)等の点において各国の施策は相違している。ドイツでは、

10年次まで累進率が低めに抑えられているが、それ以降は高い累進率となり最終的には2,000を超える。フランスでも、累進率は最終的に2,000を超える。このようにドイツ及びフランスでは権利者の料金負担にメリハリをつける施策となっている。米国その他の国では、概ね数百程度の累進率に留まっている。(以上、図14参照)

図14 特許維持料の累進率(各国5年次の維持料を基準とした指数)



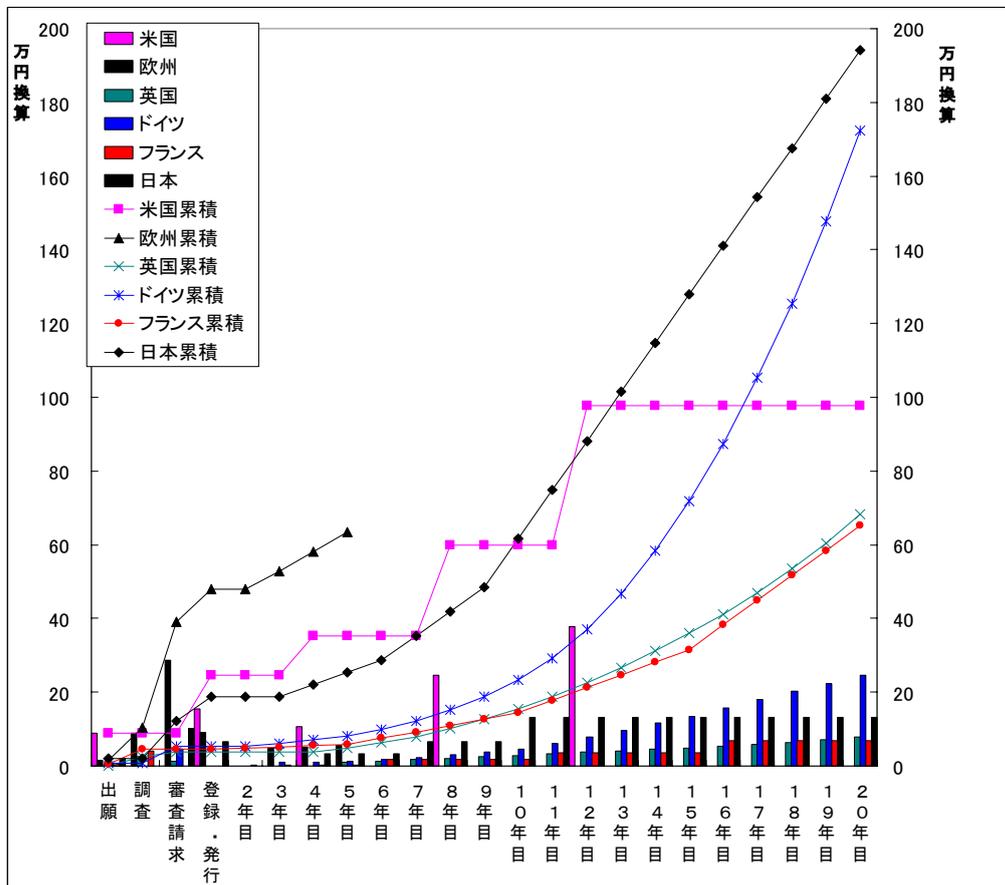
※米国の特許維持料の納付機会は、毎年でなく複数年につき1回となっている。このシステムによれば、1回の料金納付により複数年にわたって権利維持がなされるという効果が生ずる。そこで、米国については1回の納付額を1年当りに均した上でグラフを作成した。

(8) 累積納付額の年次による推移(特許)

EPCの累積納付額は初期から高水準であり、初期段階で全体経費の多くを回収する傾向がある。米国では、初期は高水準に向かって累積額が伸びているが、その後頭打ちとなっ

ている。ドイツでは、14年目付近まで低水準であるが、それ以降は指数関数的に累積額が上昇している。日本では、13年目まで米国とほぼ同水準であるが、それ以降はドイツと同様の高水準に達している。(以上、図15参照)

図15 累積納付額の年次による推移



## 2 諸外国の料金体系の変遷

諸外国の料金体系は、今日までその時々状況の変化に応じて修正がなされてきている。

### (1) 料金改定の考え方、理由、手続

諸外国における料金改定の考え方、改定を行う理由は、次の類型に分けることができる。

(i) 「物価上昇に応じて料金水準を調整する<sup>(\*)9)</sup>」もので、所定のバロメーターを監視しこれに基づいて改定要否を判断し改定幅を調整する類型(米国の消費者物価指数による改定)。

(ii) 「予算の収支バランスが崩れた場合に料金を改定する」類型(米国の特別法制定を通じた改定、EPO、英国特許庁(UKPO))。

料金改定を行うべき事情が発生した場合には、諸外国では内部検討、理事会・議会等の承認、公衆への周知という手続を踏んでいる。

### (2) 料金改定の時期(頻度)、改定幅

1990～2003年の14年間をみると、米国では13回の改定が行われており、料金水準がこまめに調整されている。一方、ドイツでは実質2回、英国では実質4回となっており、料金は安定的に維持するという考え方が実践されている。

改定幅(値上げ幅/値下げ幅)は、先に述べた改定の理由・狙いに応じて異なっている。消費者物価指数による改定は概ね2～3%の上げ幅である。一方、収支バランスの調整等のための改定は必要に応じて大きな幅を採用している。過去の大きな改定幅としては、+45.6%(米国1991年)、-42.4%(フランス2002年)などがみられた。

## 3 特殊な料金制度

### (1) 料金の割引制度—小規模団体(Small Entity)

米国では、経済的に弱い立場にある者を支援するため小規模団体割引の制度が設けられている<sup>(\*)10)</sup>。小規模団体資格に関する手続要件は緩和される傾向にあり<sup>(\*)11)</sup>、1998～2000年度出願の30%が本制度の適用を受けていた。

### (2) 料金の割引制度—ライセンス・オブ・ライト(License of right)

英国、ドイツ及びフランスでは、いわゆる「ライセンス・オブ・ライト」の制度が設けられている。ライセンス・オブ・ライト制度とは、特許権者が当該特許発明について第三者の実施許諾を拒否しない旨を宣言又は登録した場合に、これと引き換え

に特許維持料を所定割合で減額するという制度をいう<sup>(\*)12)</sup>。料金の割引率は、英国及びドイツが50%、フランスが40%となっている。各国の制度は、維持料の割引という法的効果においては共通するが、適用要件、手続等の点において相違がみられる。フランスにおける本制度適用の請求数は約600件である。

### (3) その他の特殊な料金制度

米国、EPC及び英国では、過誤納の料金を返納する制度が設けられている<sup>(\*)13)</sup>。これに加えて、EPCでは調査、審査の負担軽減度に応じて調査料、審査料を返納する制度が設けられている。これは、当該出願の優先権主張の基礎となった出願について既に新規性調査が行われている場合には、当該出願の調査負担の軽減度に応じて調査料の50%又は100%が返納されるものである<sup>(\*)14)</sup>。審査料も、審査の任務に就く前に出願が取り下げられた場合には全額返納される<sup>(\*)15)</sup>。近年では、EPOで徴収された調査料の14%、審査料の8%が返納されている。

## III 諸外国の産業財産権制度運用担当庁の財政運用

諸外国の担当庁では、基本的に料金収入によって自らの経費を賄うことを求められている。しかし、条約によって設立されたEPO及びWIPOは、サービスに対する手数料収入の他、締約国・同盟国からの収入があるため、各国における担当庁とは財政基盤が異なっている。

収支バランスについては、米国では、収入した料金はいったん政府支出金口座に振り込まれた上で議会在採択した予算に従って支出がされ、その余剰金は財務省の特別会計に信託されることになっており、近年は余剰傾向が続いている。EPO及びフランス産業財産権庁(INPI)では収支が均衡するよう法令上求められており、実際にEPOでは均衡しているが、INPIでは歳出額を公表しておらず不明である。UKPOでは全体として使用総資本利益率<sup>(\*)16)</sup>が6%となるよう求められており、実際に黒字傾向が続いている。

諸外国担当庁の歳入歳出規模は、UKPO(100億円規模)、INPI(150億円規模)、WIPO(200億円規模)、DPMA(250億円規模)、EPO(1,000億円規模)、USPTO(1,200億円規模)の順となっている。英国以外の国ではこの数年で規模が拡大してお

(\* 9) 35USC § 41(f)

(\* 10) 35USC § 41(h)

(\* 11) 一例としては、<http://www.uspto.gov/web/offices/dcom/olia/pbg/cpr.htm> など。

(\* 12) 英国特許法第46条、ドイツ特許法第23条、フランス知的財産権法第613条の10。

(\* 13) 35USC § 42(d)、37CFR1.26(a)、EPC第126条(2)。

(\* 14) 料金に関する規則第10条第1項。

(\* 15) 料金に関する規則第10b条第1項。

(\* 16) 使用総資本利益率(ROCE; Return On Capital Employed)は、経常利益/(株主資本+有利子負債)で計算される。

り、特にEPO及びUSPTOは伸びが大きくなっている(例えばUSPTOはFY1997～2001の間で約1.5倍)。

#### IV 諸外国の料金施策に関する動向

USPTOは、昨今の知財環境の変化を受け2002年6月に「21世紀戦略プラン(The 21st Century Strategic Plan)」、2003年2月に「同修正版<sup>(\*17)</sup>」を相次いで発表した。本プランでは料金体系の変更も検討されている。主な変更点は次の①～④である。①現行では出願料に含まれている調査、審査の手数料を、独立した調査料及び審査料として新設。②出願時に必要な料金は、現行では750[US\$](出願料)のところ、修正案では1,000[US\$](出願料、調査料及び審査料)と値上げされる。ただし、出願放棄がされた場合には、料金の一部が返納される。③第2～3ステージに納付される維持料の累進率は若干高めとなる。生涯費用<sup>(\*18)</sup>は6,090[US\$]から7,000[US\$]と15%の値上げとなる。④権利取得前後の料金バランス<sup>(\*19)</sup>は、権利取得前の料金比率が41%から43%に変更され、権利取得前の料金負担が若干増加する。

EPOでは、近年の作業負荷の増大を受け、出願の際に納付する料金(出願料、新規性調査料)と審査請求の際に納付する料金(指定料、審査請求料)とのバランスに関し話し合いが行われる予定である。

(担当: 研究員 宮坂一彦)



---

(\*17) The 21<sup>st</sup> Century Strategic Plan-Revised(03Feb2003)。

URLは、<http://www.uspto.gov/web/offices/com/strat21/index.htm>。

(\*18) 維持料を第1ステージから第3ステージまで納付した場合。

(\*19) 特許権取得までの料金合計と、第1ステージ～第2ステージの維持料合計とのバランス。